

独立行政法人北方領土問題対策協会の業務及び組織の見直し

令和 4 年 8 月
内 閣 府
農 林 水 産 省

1. 基本的な考え方

北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和 57 年法律第 85 号）において、北方領土が我が国固有の領土であるにもかかわらず、北方領土問題が今なお未解決である現在の状況並びにこれに起因して北方地域元居住者及び北方領土隣接地域が置かれている特殊な事情にかんがみ、北方領土問題及びこれに関連する諸問題の解決の促進を図るため、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての国民世論の啓発、交流等事業の推進、北方地域元居住者に対する援護等の措置の充実等を行うこととされている。

独立行政法人北方領土問題対策協会（以下「協会」という。）は、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての国民世論の啓発並びに調査及び研究を行うとともに、北方地域に生活の本拠を有していた者に対し援護を行うことにより、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題の解決の促進を図ること、また、北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律（昭和 36 年法律第 162 号。以下「旧漁業権者法」という。）に基づき、北方地域旧漁業権者その他の者に対し、漁業その他の事業及び生活に必要な資金を融通することにより、これらの者の事業の経営と生活の安定を図ることを目的としている。

北方領土問題の早期解決に向けて、協会に求められるこれらの役割を十分に果たすとともに、第 4 期中期目標期間（平成 30 年度から令和 4 年度）においては新型コロナウイルス感染症やロシアによるウクライナ侵略という外的要因の影響によって事業を一部中止せざるを得なくなった点も踏まえつつ、効果的・効率的な業務運営を確保する観点から、協会の担う主要な事務及び事業について、次期中期目標期間（令和 5 年度から令和 9 年度）において、以下の見直しを行う。

2. 事務及び事業の見直し

（1）国民世論の啓発

〈講じる措置〉

若年層の認知度を上げ、今後の返還要求運動の裾野を広げるため、若年層による事業の企画立案への参画の機会を活用し、若年層自身の事業参加を促進することとする。事業の実施に当たっては、効果検証を行い、PDCAサイクルが機能するよう努めることとする。

〈背景・理由〉

協会では、北方領土問題に関する国民世論の形成とその一層の高揚・継続を図るため、これまで、各種啓発媒体の作成・展開を行ってきたほか、各種会議の開催、返還要求運動に取り組む関係団体等に対する事業の実施、啓発資料の提供や講師派遣等の支援や連携等を適切に行っているものと認められる。

一方、今後は、より効果的・効果的な啓発事業の推進のため、以下のような見

直しの必要がある。

- ① 啓発媒体について、国民全体が北方領土問題に一層関心を持ち、問題に関する正しい理解を得られるよう改善に努めること

特に、これまで協会が実施してきた取組に参加していない国民や、相対的に関心の低い若年層に対して、例えばSNSの一層の活用により、北方領土問題にふれる機会を積極的に提供することとし、若年層による啓発手法の企画立案の機会を活用し、効果的な事業展開を行うこと

- ② 各種事業の実施効果の検証方法等について更に検討を行い、効果検証の結果等に基づき、PDCAサイクルが機能するよう努めること

(2) 北方四島との交流事業

〈講じる措置〉

内容の検証を不断に行いつつ事業を実施することとする。また、交流事業以外での船舶の利活用を促進することとする。

〈背景・理由〉

第4期中期目標期間においては、外的要因により交流事業を実施できなかった期間もあるが、事業を実施した際には、いずれの交流事業においても、実施後のアンケート結果では、参加者から高い割合で良好な評価を得ており、日本国民と北方四島在住ロシア人との間の相互理解が深まっていると認められることから、交流事業については引き続き事業を実施する必要がある。他方、平成25年から平成28年にかけて事業の見直しを行ったところであるが、事業内容については不断の改善を行う必要がある。

また、船舶の利活用を通じて、交流事業の認知度を向上させるような取組を行う必要がある。

(3) 北方領土問題等に関する調査研究

〈講じる措置〉

時宜に応じたテーマを設定して調査研究を実施するとともに、これまで行った調査研究の結果や収集した資料を有機的に組み合わせ、元島民の方々の閲覧に供したり、啓発・教育のためのツールとして活用したりできるものとする。

〈背景・理由〉

毎年度執筆、公表している調査研究や、北方領土問題に関する有識者等を集めて開催する意見交換会は、いずれも返還要求運動を行う上で活用されており、有意義であると認められることから、引き続き事業を実施する。

その上で、これまでの調査結果や収集資料について有機的に関連付ける方策を検討し、元島民の方々の閲覧に供したり、啓発・教育のためのツールとして活用したりできるようにする必要がある。

(4) 元島民等の援護

〈講じる措置〉

元島民の高齢化の現状を踏まえつつ、活動を次の世代につなげるため、事業の記録等の取組を行いつつ事業を実施する。

〈背景・理由〉

元島民等は、北方領土問題が未解決であることに起因して特殊な地位等に置かれていること、また、返還要求運動の担い手として重要な役割を果たしていることにかんがみ、協会は、以下の事業について適切に実施してきた。

① 元島民等が行う返還要求運動、元島民の後継者対策及び資料収集等の活動に対する支援

② 元島民及びその家族による北方領土への最大限簡易化されたいわゆる自由訪問の実施に対する支援及び訪問する元島民等に対する事前研修の実施

これらの事業により、元島民等は、返還要求運動において重要な役割を果たし続けていることから、今後も元島民等の声を踏まえつつ、必要な支援を行うこととする。

(5) 北方地域旧漁業権者等に対する融資事業

〈講じる措置〉

社会情勢や利用者ニーズを踏まえ、必要な融資メニューの見直しを行うこととする。

〈背景・理由〉

旧漁業権者法に基づき、北方地域旧漁業権者等に対して同法の趣旨に照らして効果的・効率的な融資事業を行っていることと認められることから、事業は引き続き実施する。

また、融資メニューの見直しについては、現在の融資メニュー全般にわたり、その実際の利用者の年齢、居住地域、収入状況、利用目的、借入額等を資金種類別にデータ化して分析を行うとともに、各種説明会等での資格者からの要望等や公的機関等の統計データを勘案し、協会において不断に検討を行っているところであり、今後、これらについて更に検討を進め、関係機関とも協議の上、融資メニューを社会情勢や利用者ニーズを一層反映したものとするべく、できる限り早期に改定の具体的な内容等を決定することが必要である。

3. 組織の見直し

(1) 組織形態の見直し

〈講じる措置〉

現在の組織形態により業務を遂行することとする。

〈背景・理由〉

協会は、北方領土問題の解決の促進等を目的として、外交交渉を支える国民世論の結集や北方領土返還のための国民運動の推進に中心的な役割を果たすとともに、北方地域旧漁業権者等の事業の経営と生活の安定を図っており、北方領土問題という国益に関する他に類のない極めて重要な業務を行っている。

これらの協会が果たすべき役割については、独立行政法人として設立された当初から現在においても何ら変わっていないことから、引き続き現在の組織形態により業務を遂行することとする。

(2) 組織体制の整備

〈講じる措置〉

組織体制について継続的に点検を行うとともに、必要に応じて人員配置の見直

しを行うこととする。

〈背景・理由〉

少ない職員の中、適宜、チーム編成の工夫や各関係団体との緊密な連携等により、効果的・効率的に事業が実施されていると認められる。今後も継続して組織体制を点検することにより、業務の効率化に資するよう、引き続き不断の努力を重ねる必要があると考えられる。

なお、北方領土問題は国家の主権に関わる根本的な問題であることから、協会は、引き続き、主務大臣による厳格な評価を受けるとともに、日露両国における今後の協議の進展等に留意し、必要に応じて指示を受け、体制を整備した上で対応するものとする。

4. その他

(1) 業務運営体制の整備

〈講じる措置〉

更なる内部統制機能や情報セキュリティ対策の充実、強化により、引き続き適正な運営体制の確保を図る。

〈背景・理由〉

法令等を遵守しつつ業務を行い、協会に期待される役割を十全かつ適切に果たしていくためには、引き続き内部統制の向上や情報セキュリティ対策の強化等を図っていく必要がある。

(2) 財務内容の改善

〈講じる措置〉

調達手続については、引き続き適正なものとなるよう努める。

また、積立金の処分に当たっては、次期中期目標期間における積立金として整理する金額を厳格に算出するものとする。

〈背景・理由〉

公正かつ透明な調達手続については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき協会が策定した「調達等合理化計画」を着実に実施するなど、今後も不断の努力を重ねる必要がある。

また、現中期目標期間の最後の事業年度である令和 4 年度の決算整理を行った後、なお、積立金があるときは、次期中期目標期間繰越積立金として内閣総理大臣の承認が行われる金額を控除した残余の金額を国庫に納付することとなっていることから、厳格に算出するものとする。